

日本学生支援機構の奨学金を希望される方へ（注意事項）

以下の点に注意してください。

① マイナンバーの提出が必要です。（申込者及び生計維持者）

学校を経由せず所定の方法で機構に直接提出します。

② 一部の証明書の提出が不要となります。（詳細はてびき **P12～P21**）

申告が必要となる証明書は、マイナンバーの記載のない証明書を提出してください。

③ 生計維持者については原則父母（2人いる場合は2人とも）です。

④ 世帯人数（家族の人数に含む人・含まない人）

【含む】

A 申込者本人と生計を一にする家族は同一世帯員とみなします（同居別居を問いません、同居の祖父母や兄弟などについても同一生計であれば含めます）

B 次の場合は、同居していなくても同一世帯員とみなします。

ア 家計支持者が出稼ぎまたは勤務地の関係で別居しているとき

イ 就学又は病気療養などのために一時別居しているとき

ウ 主として扶養している別居の祖父母

エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき

【含まない】

C 独立している兄弟姉妹、生計を一にしない祖父母等は、同居していたとしても世帯人数に含めません。

⑤ 確認書兼同意書について（消えるボールペンや鉛筆は不可）

本人欄 申込者本人が自署・押印してください。

親権者欄 未成年の場合、全ての親権者が自署・押印してください。

ア 両親が親権者の場合は、父母両名の自署・押印

イ 親権者が1名である場合（離婚・死亡によりいずれかがなくなった）は当該親権者1名の自署・押印

ウ 未成年後見人が選定されている場合は、未成年後見人全員の自署・押印

※押印は、それぞれの人の印章を使用してください。（同一に見える場合は不可、再作成してもらいます。）詳細は、案内やてびき **P25**の例をご覧ください。